

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	改正点を含め必要な措置であると考えますが、国民に対しよりわかりやすい言葉で改正点やガイドラインについても説明すれば理解が深まると考えられる。	貴重なご意見として承ります。国民に対するガイドラインの改正等に関する情報発信や広報等については、今後更に検討して参ります。
2	マネロン対策を強化することは否定しないが、真の利用者の不便を顧みず、盲目的な対策を打つ金融機関が頻出することは非常に困る。 私は、短期間、高額なATM入金が多いという理由で、銀行の口座を凍結された。事情を説明し、求められたエビデンスを提出したにも関わらずである。この点、是非よろしく願います。	
3	金融庁が適切に機能していない現状では規則の制定をするだけでは無駄である。金融機関等の不正や制裁対象国への資金移動について、黙殺されていた。	
4	近年、資金洗浄はテロ組織やマフィア等の不法団体だけでなく多数の一般個人が利益目的で実行犯になるケースが増加している。数年前に一般人が資金洗浄に加担する「マネーミュール」が流行したが、日本国内では法律により禁止されている行為でも、それが違法ではない国から物品を密輸・サービスを提供し、見返りを得るために国内でそれらの提供・協力をして犯罪に加担する者について、取締りがほぼ野放しといえる状態である。 具体例を挙げれば、海外に存在する企業が提供するウェブサイトでは恒常的に児童ポルノ・無修正わいせつ画像・動画の投稿・売買が行われ、それら犯罪資金が海外銀行の銀行口座及び発送元を隠す目的の私設私書箱経由の他国通貨建て小切手で、日本国内の投稿者への利益供与が10年以上の長期間行われている。 これらの一個人が行っている個々の案件の額は低いですが、関与している実行犯数が膨大なため、日本国内に莫大な犯罪資金が国内銀行を経由したり、郵送された他国通貨建て小切手が現金化されている。このようなブラックマーケットには暴力団が関与し、不法団体の活動資金源と十分なり得るものと考えられる。 海外に存在する当該企業については、国内の実質経営者が逮捕された際に銀行間送金・小切手の換金が停止されたことが違法投稿者のSNSでの書き込みで報告されているが、その後すぐに別口座やルートを変えた小切手が復活していることから、何らかの不正行為を続ける工作(名義の違う口座の用意や発送元隠しのロンダリング用小切手を用意等)が恒常的に行われているものと思われる。 疑わしい取引の届出においても多数の報告が上がっていると推察出来るが、常習犯の一斉検挙等は行われぬのか。違法投稿の一斉摘発(著作権法違反・児童ポルノ・無修正ポルノ)は定期的の実施されているが、その際に違法な資金を得た方法の捜査で資金ルートの解明と資金洗浄に関与した海外銀行への警告もできたはずである。 テロ対策へと目が行きがちであるが、こうした日常的に行われる資金洗浄に関しても積極的に摘発する事も必要だと思われる。	貴重なご意見として承ります。当庁としては、今後も、オンサイト・オフサイトのモニタリング等を通じ、利用者の利便性にも配慮しながら、金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備を図って参ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
5	II-2 リスクの特定・評価・低減 (1)リスクの特定において、現行の(犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」)が削除されたのは、前ページの犯収法におけるリスクベース・アプローチに係る規定の導入に同様なことが記載されていることから、敢えて二重に掲げなかったのか。	そのような理解で差し支えありません。
6	特定事業者は犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、特定事業者作成書面等(いわゆるリスク評価書)を作成することとなっているが、このリスク評価書を国家公安委員会が毎年11月から12月に公表される犯罪収益移転危険度調査書に基づいて作成すると共に、緊急の問題が発生した場合にはリスク評価書を見直すものと認識しているが、それで良いか。	金融庁所管の特定事業者である金融機関等においては、リスクの特定・評価に際して犯罪収益移転危険度調査書を勘案するとともに、定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すことが求められております。
7	本ガイドラインで、例えば、当該年度の犯罪収益移転危険度調査書が公表後一定期間内にリスク評価書を作成させることを義務付け、そのリスク評価書を当局へ提出させたほうが良いのではないか。	貴重なご意見として承ります。なお、当庁では、オンサイト・オフサイトのモニタリングにおいて、必要に応じて特定事業者作成書面等の提出を金融機関等に求めています。
8	I-1にテロ資金供与対策の一環として、非営利団体が例示されている。確かに、FATF勧告もNPOをテロ資金供与対策上の一類型と位置付けており、安保理決議等で制裁対象に指定されたNPOには、慈善団体とテロ組織が同一のものもある。しかし、「非営利団体」は、団体のひとつのvehicle(形態)の例に過ぎず、例えば、クラウドファンディングなども、その匿名性等から大いにテロ資金集めに悪用されるリスクの高い類型と思われる。金融機関に求められることは、形式のみで判断するのではなく、顧客や集められた資金が何の目的でどこに向かっているのか、そこに合理性があるかを把握することにあると考える。ガイドラインの運用や周知に当たっては、是非この点を周知徹底していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
9	今般、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」)をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢構築の必要性があらためて明記された。そこで、外為法に規定する対外直接投資に関する規制につき、投資運用業者が遵守すべき事項を理解できるようにQ&A等を整備していただけないか。例えば、居住者の定義や範囲、保有比率の計算方法等が国内外の複数の顧客の顧客勘定で運用する投資運用業者にとっては必ずしも明確ではない。(対内直接投資については、整理が済んでいるという理解である。)	金融機関等の実効的な取組みに資する情報や対応事例等については、今後、関係省庁や業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。
10	「大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際テロリスト財産凍結法をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要」とあるが、これについて、取引の相手方が日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人に限られ、外国為替取引・外国貿易等や、また国際テロリストと公告されたものとの規制対象財産等に係る行為を行なわない場合については、対応が求められていないことを確認したい。	本ガイドラインは、これまでも国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずること等を金融機関等に求めてきたところですが、本改正は、テロ資金供与対策や大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応について、外為法や国際テロリスト財産凍結法をはじめとする国内外の法規制等を踏まえた態勢整備の必要があることを改めて明確化したものです。
11	テロ資金供与対策の一環として、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための態勢の構築が必要とされたことに関して、各金融機関において新たに必要となる対応を具体的に示していただきたい。また、各金融機関における取組みの参考となる資料・情報等があれば可能な限り提供していただきたい。	当庁としては、金融機関等の実効的な取組みに資する情報や対応事例等について、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
12	<p>本改正は、「各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である」との記載が追加されているが、各業態が共通で参照すべき分析や業態別の分析について、具体的な分析指標や調査書(資料)などをご教示いただきたい。</p>	<p>「各業態が共通で参照すべき分析」とは、例えば犯罪収益移転危険度調査書やFATF勧告など、いずれの業態においても参照すべきものが考えられます。また、「業態別の分析」は、ご指摘のFATFのセクターごとの分析のほか、例えば国際機関や海外当局が公表している業態別の分析や業界団体が会員向けに共有・公表している事例集等が考えられます。</p>
13	<p>「各業態が共通で参照すべき分析」はどのようなものが想定されているのか。FATFのセクターごとの分析はこれに当たるのか。</p>	<p>例えば、ご指摘の預金取扱金融機関を対象とした分析や地方銀行を対象とした分析は「各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析」に該当するものと考えられますが、営業地域や規模等のさらに詳細な分析や他業態を対象とした分析については、本改正で想定しているものではありません。</p>
14	<p>地方銀行にとって、「各業態が共通で参照すべき分析」とは、預金取扱金融機関全体を対象とした分析を、また、「各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析」とは、地方銀行を対象とした分析をそれぞれ意味するものと理解してよいか。 「各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析」について、地方銀行を対象とした分析にとどまらず、営業地域や規模等の更に詳細な単位での分析まで踏まえる必要があるか。また、信用金庫や信用組合、保険会社や金融商品取引業者等の他業態の分析も踏まえる必要があるのか。</p>	<p>なお、本ガイドラインでは、リスクの特定・評価に際し、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮することが求められております。</p>
15	<p>本改正は、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要であるとしており、その主旨はよく理解できるが、マネロン・テロ資金供与対策においては業態又は業界によって取組みが鈍いところがある。そのような業界団体に対し、業務改善命令を発令して、他業界に迷惑を掛けないよう更に強化すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。当庁といたしましては、引き続き、関係省庁や業界団体とも密接に情報交換・連携を図りながら、金融機関等における実効的なマネロン・テロ資金供与対策を確保するための施策を実施して参ります。</p>
16	<p>「各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である」との記載が追加されているが、業界団体による具体的な対応として想定しているものがあれば、お示しいただきたい。</p>	<p>業界団体においては、当該業界の特性を踏まえながら、傘下金融機関等に対して、課題・解決策のあり方や事例等の情報提供を行うことが求められており、引き続きその役割を果たしていくことが期待されます。</p>
17	<p>「金融機関等においては、これらの過程で確認した情報を総合的に考慮し、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに」とあるが、「全ての顧客についてリスク評価を実施する」ことは、パブリックコメントの結果が公布された日から適用されるのか。</p>	<p>本改正は、公表日をもって確定・適用となり、各金融機関等に対して、本ガイドラインに基づきマネロン・テロ資金供与リスク等を勘案の上、適切に対応頂くことを求めるものです。</p>
18	<p>顧客管理において「全ての顧客についてリスク評価を行う」必要があることは理解するが、各地方銀行の顧客層の広がりやリスク評価の手法・深度等によっては、相応の時間を要する取組みとなることを理解いただきたい。 また、リスク評価を行う際の「顧客類型」について、参考となる基準や事例等があれば、具体的に示して欲しい。</p>	<p>改正内容にかかるモニタリングについては、業態ごとに定められている法令に基づき実施するものであり、本ガイドラインや監督指針等の遵守状況を形式的に判断して実施するものではなく、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があるかどうかという観点から、実質的に行うものです。 なお、「顧客類型」にかかる事例等については、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
19	<p>当局としては、各金融機関が全ての顧客をリスク評価したことを検証するのか。各金融機関の内部監査部門がその責任を果たすのか。FATF第4次対日相互審査だけでなく今後のこともあり、適切にモニタリングをしておかないと、マネロン・テロ資金供与リスクが発生してからでは遅きに失する。本ガイドラインの内容を厳格なものとするのは良いが、その内容を各金融機関が的確に実行しているかどうかについてオンサイト・モニタリングすることは無理であると承知している。よって、当面の間(5～10年間)は金融機関がマネロン・テロ資金供与リスク管理を行っていることのエビデンスを当局へ提出させるよう義務化する方が、各金融機関の取組姿勢が平準化できるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。当庁としては、オンサイト・オフサイトのモニタリング等を通じ、金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備を図って参ります。</p>
20	<p>「対応が求められる事項」として、「顧客類型ごとにリスク評価」という記述が追加されている。顧客のマネロン・テロ資金供与に係るリスクが、その属性だけではなく、商品サービスや取引の形態によっても随時変動する性質のものであることは、その後の木に加筆された継続的な顧客管理におけるリスク評価の見直しで担保していると考えますがそのような理解でよいか。いずれにせよITベンダーに依存している金融機関は、顧客をテロリストか反社勢力のように固定した概念で類型化することが懸念されるため、ガイドラインのアウトリーチに当たってはこの点を特に周知徹底していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。顧客のリスク評価は、顧客属性だけでなく、商品・サービス、取引形態及び国・地域等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合して実施すべきものであり、業界団体との意見交換会など、アウトリーチの機会においても周知して参ります。</p>
21	<p>「全ての顧客についてリスク評価を実施」とあるが、「全て」に関しては、例えば、長期不稼働口座については、その他の属性の如何に関わらず、また、改めて属性を確認することなく、高リスクと見做した上で、新たに取引要望を受付けるまでの間、システム上の取引制限を課すことでも問題ないか(なお、新たに取引が発生した場合には、当該取引実施の可否を含めて、慎重な判断を行うことを想定)。 上記の実務上の取扱いのほか、長期不稼働口座は一定の手続きを経て、口座閉鎖を行うことを契約上、講ずることに問題はないか。仮に問題があるとすると、マネーロンダリング等対策に国を挙げて対応する観点から、他国の例を参考に、当該口座閉鎖手続を用意することが検討できないか。</p>	<p>本改正は、全ての顧客について、金融機関等によるマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価の結果を総合して、マネロン・テロ資金供与リスクを評価することを求めるものですが、具体的な対応策については、金融機関等の規模・特性等に応じて個別具体的に判断する必要があります。 例えば、長期不稼働口座を保有する顧客については、長期にわたって取引がなされていない点に着目してそのリスクを評価し、新規に取引が発生するまでシステム上の取引制限を課すなど、リスクに応じた対応を講ずることが考えられます。 口座閉鎖手続を契約上規定することについては、個々の金融機関等において判断されるべきものですが、いずれにせよ、本改正の内容にかかる金融機関等の実務上の対応については、業界団体等とも連携しながら、事例の共有等に努めて参ります。</p>
22	<p>「…リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること」とあるが、顧客を何らかのカテゴリー・分類に区分し、当該区分を踏まえて低減策を取ることで問題ないか。</p>	<p>本改正は、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全ての顧客についてリスク評価を行うことを求めるものですが、顧客の類型化は、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対するマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価の結果を総合して適切に行われる必要があります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
23	<p>「高リスクと判断した顧客について調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど」とあるが、この場合の高めた頻度は最長1年、中間的なものとして3年程度、低めた頻度は5年程度と考えてよいか。</p> <p>「継続的な顧客管理により確認した顧客情報等」については、情報の網羅的な更新を求めるものではなく、例えば現住所地など一定の情報に着目し、リスク評価を変更する契機とすべき事象が生じていないかを確認し、当該事象が発生している場合（例えば、登録された現住所地への郵送物が不達となる）にのみ、深度ある確認を実施しようとするものでよいか。この場合、住所地未定につき、速やかな顧客情報等の管理ができないことも許容されるか。</p>	<p>継続的な顧客管理については、顧客にかかる全ての情報を更新することが常に必要となるものではなく、顧客のリスクに応じて、調査の頻度・項目・手法等を個別具体的に判断していただく必要があります。</p>
24	<p>「全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断する」との記載について、【対応が期待される事項】である顧客リスク格付との違いはどのようなものか。</p>	<p>本改正は、金融機関等に対し、全ての顧客のリスク評価を行うことを求めるものであり、その手法については、金融機関等の規模・特性を踏まえて様々な方法があり得ますが、【対応が求められる事項】における顧客のリスク評価は、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する「顧客類型ごと」にリスク評価を行うことなどを求めています。一方、【対応が期待される事項】における顧客リスク格付は、「顧客類型ごと」ではなく個別の「顧客ごと」にリスクを評価する手法となります。</p>
25	<p>「顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により」とあるが、「等」の方法についてもご説明いただきたい。</p>	
26	<p>本改正では、「対応が求められる事項」に「全ての顧客についてリスク評価を実施する」ことが追加されているが、現行のガイドラインで明記されている「顧客リスク格付」が顧客一人一人をリスク評価することを指すことに対し、本改正で示された「全ての顧客についてリスク評価」とは、必ずしも一人一人をリスク評価することではなく、顧客類型毎に評価すること等により、全ての顧客をリスク評価するとの理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で差し支えありません。</p>
27	<p>「全ての顧客についてリスク評価を実施」することの具体的な手法として、ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が期待される事項】記載の「顧客リスク格付」や、新たに同項【対応が求められる事項】⑥へ追記された「顧客類型ごとにリスク評価を行うこと」が示されており、前者は顧客一人ひとりのリスクの高低を直接判断する手法、後者は「商品・サービス」「取引形態」「国・地域」「顧客属性」等のリスクを総合し、顧客類型ごとのリスクの高低を判断して、そのリスク評価を当該類型に属する顧客に適用する手法との理解でよいか。</p>	
28	<p>「全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断する」との記載について、評価方法については特に限定がなく、規模・業態・特性を踏まえて各金融機関等が個別に判断することでよいか。例えば、通常(middle)、高い(high)、低い(low)などの3段階評価も許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、顧客のリスク評価は、金融機関等の規模・特性を踏まえて適切な方法で行われる必要があります。</p> <p>なお、具体的な評価方法等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。</p>
29	<p>「継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客のリスク評価を見直す」との記載について、見直しの対象・頻度については、特に限定はなく、規模・業態・特性を踏まえて各金融機関等が個別に判断することでよいか。</p>	<p>金融機関等は、継続的な顧客管理として、各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、リスクに応じた頻度で定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、かかる顧客情報を踏まえて適時・適切に顧客のリスク評価を見直すことが求められます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
30	<p>「全ての顧客についてリスク評価を実施する」ことについて、その一つの方法として「利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行う」とあるが、具体例を用いて説明いただきたい。</p>	<p>顧客のリスクを評価する手法については、金融機関等の規模・特性等に応じて個別具体的に判断する必要がありますが、例えば、疑わしい取引の届出対象となった顧客であることや、犯罪収益移転危険度調査書に記載の危険度の高い取引を行う顧客であること等を踏まえて顧客を類型化することが考えられます。また、顧客のリスク評価等の事例については、業界団体等とも連携しながら共有等に努めて参ります。</p>
31	<p>しんきん共同センターのシステムを活用して「全ての顧客についてリスク評価を実施する」ことを考えているが、当該システムが完成するまでの間、システムによらない対応が求められるが、具体的にはどのように対応したらよいか。</p>	<p>なお、ITシステムは、その的確な運用により、マネロン・テロ資金供与とリスク管理態勢の強化を容易にするものですが、適切に顧客のリスクを評価できるのであれば、ITシステムを用いずに顧客のリスクを評価することも否定されるものではありません。</p>
32	<p>「定期的に顧客情報の確認を実施する」との記載は、リスクが低いと判断し、簡易な顧客管理方針とした顧客についても全て、マネロン防止対策の目的を以て、本人特定情報や顧客管理情報等の再確認を行うために、顧客とコンタクト(電話や郵送等)を取り、ヒアリングや資料提供を依頼することを想定しているのか。</p> <p>それとも、低リスク先等については、全先に対してコンタクトをとらず、顧客属性データ、取引履歴データのほか、(もしあれば)これまでの気付き状況のみで判断するといった対応でも問題ないのか。</p> <p>取引時確認時のように、犯収法に基づき金融機関が顧客に対し、ヒアリングや資料徴求をできるといった法的根拠がない中で、全先に対してコンタクトを取り追加的に情報を求める、確認するといった対応は大変負担の掛かるものである。よって、低リスク先については、これまでの店頭取引や変更手続きの際の気付き(もしあれば)と顧客データ等を中心に再判定するといった対応で問題ないと汲み取れるような趣旨を明記していただきたい。</p>	<p>継続的な顧客管理については、リスクが低いと判断した顧客も含む全ての顧客をその対象とすることが求められますが、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、顧客のリスクに応じて、調査の頻度・項目・手法等を個別具体的に判断していただく必要があります。</p> <p>顧客との店頭取引や各種変更手続きの際に、マネロン・テロ資金供与対策にかかる情報も確認されているのであれば、そのような実態把握をもって、継続的な顧客管理における顧客情報の確認と看做すことが可能な場合も考えられます。</p>
33	<p>地域や職域、事業体などで構成された会員・組合員の相互扶助を目的とした協同組織金融機関では、顧客がある意味限定されており、かつ、いわゆるFACE TO FACEによる緊密な取引を行っており、相当程度顧客情報は把握できている。その場合に、顧客管理の方法としては、すべての顧客について、例えば、組合員とそれ以外あるいは、法人と個人、生活口座として利用する顧客とそれ以外、といったような形で類型仕分けを行い、その類型ごとにリスク評価し、それに応じた対応を行うことで、顧客ひとりひとりのリスク評価を行ったうえで、ひとりひとり対応することに代えることは許容されると考えてよいか。</p>	<p>顧客のリスク評価は、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与とリスクの評価の結果を総合してこれを実施すべきものであり、例えば、組合員と非組合員、法人と個人、生活口座として利用する顧客とそれ以外の目的で口座を利用する顧客といった観点で類型化することが適切である場合も考えられます。</p>
34	<p>顧客のリスク格付け、継続的顧客管理については、まずは「比較的高リスクの高い顧客群」「低リスクと思われる顧客群」という区分の仕方からスタートし、数年かけて顧客情報を収集・累積・分析したうえで、「リスク高」「リスク中」「リスク低」のように評価を詳細化して、継続的管理を高度化させていく進め方でも問題ないか。</p>	<p>顧客のリスク評価については、まずは各金融機関等が保有する顧客情報に基づいてリスク評価を行い、かかる評価結果に応じた継続的な顧客管理を実施していく過程で顧客情報を更新していくという手法が考えられます。このような過程において、当初は高リスク類型・低リスク類型といった2段階で顧客のリスク評価を行い、より詳細な評価へと高度化させていくという手法が適切な場合も考えられますが、いずれにしても、具体的な対応策については、金融機関等の規模・特性に応じて個別具体的に判断されることとなります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
35	<p>顧客のリスクに応じた継続的な顧客管理の対象について確認したい。</p> <p>外国PEPは、犯収法4条2項で、取引の都度、取引時確認を含む厳格な顧客管理が必要になると規定され、この解釈は平成27年9月18日に結果が公表されたパブリックコメントのNo.41における警察庁等の意見・質問に対する考え方にも、その旨記載されている。しかし外国PEPは同条2項のなりすまし、確認事項虚偽の場合と異なり、リスク評価に基づきリスクベースで継続的な顧客管理の対象とすべきものであり、一律法令をもって厳格な顧客管理手段を規定することは過剰な対応と考えられ、場合によっては個人の財産権の侵害にもつながる恐れがある。</p> <p>例えば、日本企業と外国政府が共同出資で設立した施行規則15条7号で定義される会社へ、役員として出向していた日本人は、出向が満了して日本へ帰国した後においても、犯収法の定義によれば外国PEPに分類される。こうした者に対し外国PEPであった者として取引時確認や、一定額以上の取引の際の資産及び収入の確認を取引の都度行うことは、リスクベースで見て適切な対応とは思われず、年次で取引履歴や顧客プロフィールを見直して、グループレベルでの取引継続の承認を得ることで足りると考える。</p> <p>また犯収法4条3項において、確認済みの確認を適用できない取引として、なりすまし、取引時確認事項虚偽表示、疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引が規定されている(施行令13条2項、施行規則17条)が、外国PEPが取引の都度、取引時確認を含む厳格な顧客管理が必要であるなら、確認済みの確認を適用できない取引を規定したこの条項の中に明記されていないと、整合性がない。</p> <p>以上のことから、犯収法4条2項に基づき、取引の都度、取引時確認を含む厳格な顧客管理を行う外国PEPは、施行令13条2項の疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものである場合等に限定し、それ以外の外国PEPは、ガイドラインの顧客のリスクに応じた継続的な顧客管理に基づき、各銀行が独自にリスクベースで管理態勢を決められることにしていただきたい。</p>	<p>本改正は、金融機関等に対し、犯収法等の関係法令を遵守することを当然の前提とした上で、顧客のリスクに応じたより実効的な対応を金融機関等に求めるものであり、外国PEPsについても、犯収法等の関係法令を遵守した上で適切に対応していただく必要があります。</p> <p>なお、犯収法4条3項は、同条1項による通常取引時確認の例外規定であり、同条2項各号に掲げる取引への適用はありません。</p>
36	<p>「リスクの評価の結果を総合し」のリスク評価と「顧客類型ごとにリスク評価を行う」のリスク評価の違いが不明瞭である。二段階でリスク評価をするということか。例えば、貯蓄性の高い商品に対するリスク評価結果と契約者が男性という顧客属性に対するリスク評価結果を総合し、「貯蓄性の高い商品、契約者が男性」という顧客類型に対して新たにリスク評価を行うということか。</p>	<p>顧客のリスク評価は、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する金融機関等によるマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合して実施すべきものです。例えば、商品・サービスに係るリスクを特定・評価し、顧客属性に係るリスクを特定・特定した上で、これらの評価の結果を総合して、当該商品・サービスを利用する当該顧客属性の顧客類型についてリスクを評価するという手法が考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
37	<p>「網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」との記載があるが、各金融機関等が必要と判断した顧客情報等のデータが漏れなく登録されていることや、登録されたデータがヒアリング内容や取得したエビデンスと一致していることを確認することが求められているとの理解でよいか。</p> <p>その他、参考となる検証の手法や事例等があれば、具体的にお示しいただきたい。</p>	<p>本改正は、必要に応じたITシステムの導入・活用とともに、実効的なデータ管理(データ・ガバナンス)を確保し、金融機関等による効果的・効率的なマネロン・テロ資金供与対策の実施を求めるものです。</p> <p>「検証」の具体的手法についてはご指摘の確認も含まれ得るものですが、各金融機関等において、規模や特性、顧客のリスク等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。例えば、ITシステムの有効性検証と併せ、①正確かつ網羅的に抽出されたデータが取引モニタリング・フィルタリングシステムに入力されるプロセスが適切に整備されているか、②取引内容に応じた適切な制裁リストを用いており、リストの更新が適時適切にシステムへ反映され、追加された項目が既存顧客に対しても照合されているか、③取引フィルタリングシステムの照合に係るあいまい検索機能等や取引モニタリングシステムのシナリオ・敷居値等が適切かなどといった一連の過程を検証することが考えられます。</p>
38	<p>「ITシステムに用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のデータについては、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」の具体例としては、どのようなものが想定されるのか。下記手法の必要性・有用性についての見解をご教示いただきたい。</p> <p>(1) 正確性の検証の観点から、保管されている確認記録等を年次でサンプリング調査を行い、その記載事項および確認書類の写しが鮮明に読み取れることを確認すること。</p> <p>(2) 網羅性の確保の観点から、金融機関等が顧客の取引明細データを7年を超えて保管すること(取引の日から7年を経過する日に取引データを破棄しないこと)。</p> <p>(3) 正確性と網羅性の検証の観点から、犯収法施行令第13条第1項第1号又は犯収法施行規則第13条第1項第1号若しくは第2号に規定される方式により、本人確認を他の特定事業者の確認記録に依拠した場合には、当該依拠先の他の特定事業者において確認記録が作成されているか、年次でサンプリングにより確認すること。当該他の特定事業者においては、これに協力すること。</p>	<p>定期的な検証における確認項目や頻度については、金融機関等の規模・特性等に応じて個別具体的に判断することとなります。</p> <p>その検証の過程で、本人確認書類の有効期限が経過することが確認された場合には、継続的な顧客管理において、新たな本人確認書類の提示・写しの提出を求める等の対応をとるかを、顧客のリスクに応じて判断することとなります。</p>
39	<p>「網羅性、正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」と記載されているが、取引時確認時に提示又は写しを徴収した本人確認書類の有効期限切れについて、改めて本人確認書類を提示又は写しの徴収を行う必要があるのか。定期的(約1年)な顧客属性の情報(住所、職業、投資目的等)の確認では不足があるのか。</p>	<p>定期的な検証における確認項目や頻度については、金融機関等の規模・特性等に応じて個別具体的に判断することとなります。</p> <p>その検証の過程で、本人確認書類の有効期限が経過することが確認された場合には、継続的な顧客管理において、新たな本人確認書類の提示・写しの提出を求める等の対応をとるかを、顧客のリスクに応じて判断することとなります。</p>
40	<p>本改正は、データの保全という観点の一つのポイントになっていると思われ、その点において評価できる。</p> <p>一方で、マネーロンダリング発生時の資金の追跡を行うための為替伝票や海外ATMの利用という形式で海外送金を行うことが可能な国際ブランド付デビットカードの利用明細、更には日々の取引における取引明細といったマネロン調査に用いる主要なデータの保管年限が定まっていないことは、実務上の困難を惹起させるようにも思われる。</p> <p>金融機関においては、取引終了後直ちにこれらの伝票や明細を破棄することなく、適切な管理を行っているものと思われるものの、貴庁においては今後も適切な管理を行うために必要な対応を行っていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドラインにおいては、確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な情報を把握・蓄積し、分析可能な形で整理することなどが求められております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
41	<p>「定期的に検証する」ことについて、検証の対象・頻度については、特に限定はなく、規模・業態・特性を踏まえて各金融機関等が個別に判断することでよいか。</p>	<p>本改正では、ITシステムに用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のマネロン・テロ資金供与対策に係るデータを検証対象としております。</p> <p>また、検証の頻度は、各金融機関等の規模や特性等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。</p>
42	<p>「ITシステムに用いられる顧客情報(中略)適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」について、どの程度の頻度で実施すればよいかご教示いただきたい。</p>	
43	<p>「ITシステムに用いられる顧客情報、確認記録・取引記録等のデータについては、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」という記載が追加されるが、以下の点を明らかにしていただきたい。</p> <p>(1)金融機関等において、顧客情報、確認記録・取引記録がデータで保存されることが前提になっているのか。</p> <p>(2)金融機関等において、「データの活用」の方法として、いわゆる顧客リスク格付をITシステムを用いて実施しなければならないことが前提になっているのか。</p> <p>(3)「定期的な検証」の実施について、コンプライアンス部署又は内部監査部署で実施することが前提になっているのか。</p>	<p>(1)ITシステムを導入している金融機関等においては、ITシステムを有効に活用するため必要な情報はデータとして正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理することなどが求められており、本改正は、かかるデータがITシステムに用いられる際に網羅性・正確性が確保されていることの定期的な検証を求めるものです。なお、金融機関等においては、記録の保存について、犯収法等の関係法令を遵守することも当然に求められます。</p> <p>(2)本改正は、顧客情報、確認記録・取引記録等のデータがITシステムに用いられる場合に、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証することを求めるものであり、ITシステムを用いて顧客リスク格付を実施することを求めるものではありません。</p> <p>(3)定期的な検証の主体については、コンプライアンス部門が中心となって第2線の関係部門が行う検証や、内部監査部門が独立した立場から行う検証などが考えられ、各金融機関等の規模や組織構造等に応じて、個別具体的に判断されることとなります。</p>
44	<p>「ITシステムに用いられる顧客情報(中略)適切なデータが活用されているかを定期的に検証すること」について、検証は誰が行うことを想定しているかご教示いただきたい。</p>	